

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習についてのお知らせ

法令改正により、溶接ヒュームが令和3年4月に特定化学物質に加えられたことから、金属アーク溶接等作業については、特定化学物質障害予防規則第 27 条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物作業主任者講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない（令和4年4月より）とされたところですが、今般、特化物作業主任者講習に金属アーク溶接等作業に従事する方が多く受講されていること等を踏まえて、特化物作業主任者講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した作業主任者技能講習（以下「金属アーク限定講習」という。）が新設されます。

これにより、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク限定講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとなりました。（当協会では令和6年5月より開催。）

なお、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物作業主任者講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。既に、特化物作業主任者講習を修了された方については、改めて金属アーク限定講習を受講する必要はありませんが、より詳しく金属アーク溶接等作業の作業管理について学びたいという方は受講できます。（改正前（令和 2 年まで）に実施された特化物作業主任者講習においては、溶接ヒュームの説明がされていないので、それまでに受講された方は、受講されることをお勧めします。）

また、これまでと同様、労働者を労働安全衛生規則第 36 条に該当するアーク溶接等業務に従事させる場合は、作業主任者についても「アーク溶接等の業務に係る特別教育」を受講させることが必要ですので、ご注意ください。